電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税 に関する政令の一部を改正する政令案要綱

- 1.オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法第8条第9項に基づく暫定的な不当廉売関税を廃止し、同条第1項及び第2項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとする。
 - (1) 不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定める。 (第1条関係)
 - (2) 不当廉売関税の税率を原産地等に応じて定める。(第2条関係)
 - (3)電解二酸化マンガンを輸入しようとする者等の提出書類を定める。(第3条関係)
 - (4)不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。(第4条関係)
 - (5) 不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定める。(第5条関係)
- 2.この政令は、平成20年9月1日から施行することとする。